

平成25年4月19日

東京都都市整備局

外かく環状道路担当 御中

構成員（善福寺2丁目）

須藤 潤

「杉並区における地上部街路に関する話し合いの会」に対する意見書2

はじめに

昨年4月に「意見書」を提出して早1年近くが経過していますが、未だに説明する機会も無くなかなか本題に入れない現状について、私なりに分析し、これからの「話し合いの会」をどのように進めて行けば良いかを考えて、この「意見書」をまとめました。

1. 「話し合いの会」に臨む行政と住民との認識のギャップについて

・ 行政の認識

「外環道」と「外環の2」について、異なる2つの都市計画道路というスタンスに基づき、「外環道」は、「地下化」により周辺環境・住民に影響を与えないものとして既に着工し、残った「外環の2」をどのように計画するか、を改めて検討する場として「本会」を位置づけています。

・ 多数の周辺住民の認識

「外環道」と「外環の2」はあくまで「1セット」の計画として捉えているため、切り離して別個に検討することはナンセンスであり、「外環の2」に絞ったかたちで「本会」を位置付けることはできませんし、そもそも「外環の2」が残っていること自体に納得していないのが実情です。

特に「外環道」が地下化によって先行して計画が進んでいる経緯に対して、「外環の2」の計画経緯にあやふやな点(外環道地下化決定の際の国交大臣・都知事の声明、その後の都知事の定例記者会見、「外環の2」の一部を練馬区において「外環道」に絡めて事業認可する等)が多く、行政に対する住民の不信感が募るばかりな現状において、「外環の2」を単独で話し合う意義が感じられません。

・ 「本会」の前に必要なこと

以上のように、行政と多数の住民の間に認識のギャップが存在する限り、話は一向に前進しないと考えます。

行政が本当の意味で、住民の声(住民の意見)に耳をかたむけ、それを十分に考慮しながら計画を進めていこうと考えているならば、住民が望むかたちでの「話し合いの会」を行う必要があるのでは無いでしょうか？

以下は、上述の考え方に基づき、まとめた私個人の意見です。

- ① 行政は「外環の2」を、「幹線道路」として計画しているとの見解を示していますが、そうであれば「区」単位での話し合いの前に「外環の2」全線の周辺住民の「話し合いの会」が必要であり、そこでの意見をふまえた上で、「区」単位での「話し合いの会」を行うべきではないかと思えます。

現在「外環の2」の話し合いの会は、各市・区単位で行われており、各市・区の要望に応じて整備の有無を含め計画を進めるというやり方は、「幹線道路」の計画としてふさわしくないやり方だと思えます。

- ② 「外環道」と「外環の2」は、周辺住民にとっては切り離せないものであり、行政は「外環の2」を独自の判断で残す前に、まず存続の可否についての「話し合いの会」をきちんと持つべきであると考えます。

行政は、上述の2つの道路計画を都市計画上は別個のものというスタンスで話を強引に各個撃破的に進めています。多くの住民がその進め方に納得していないことを理解すべきであり、本来であれば「外環道」を含めてもう一度話し合いを行っていただきたいところですが、仮に百歩譲るとしても、「外環の2」の廃止を計画の選択肢の一つとして話し合うのではなく、まずは「存続させるか」・「廃止するか」に絞った話し合いを行うべきだと思えます。

先般から問題視されている「大泉ジャンクション部における一部外環の2の事業認可」についても、未だ「話し合いの会」が続いている中であって、単なる行政の手続き上の理由によって進めるやり方は、正に住民に対する裏切り行為だと思えます。「外環道」と「外環の2」が別個の計画であるならばきちんと分けるべきであり、「外環道」の工事に伴う地上部街路が「外環の2」の計画と重複するのであれば、「仮設道路」による対応も可能であり、そうすべきだと思えます。

この問題については、行政がこれまでの説明を自ら否定することを示し、このような進め方を見る限りにおいては、各個撃破的に「外環の2」の計画を既成事実化しようとしているとみられても致し方ないと思えます。

- ③ ①②は共に、行政の計画スケジュールにはありませんが、スケジュールには変更はつきものであり、柔軟に対応して頂きたいと思えます。

2. 「話し合いの会」の運営に関して

・ 議事録・議事要旨

議事録・議事要旨は、共に出席者を実名にて記載する必要があると思います。発言者の匿名表記については別項目として後述しますが、誰が出席したかも分からない記録は意味が無いと思いますので、原則実名の記録として残して頂きたいと思います。

また、議事要旨については、書式が決まっている場合は別として、議事録の抜粋のようなまとめ方では無く、できれば「何について」「どこまで」「どのように話し合われたか」を箇条書き等によって、端的な文章にまとめて読みやすくして頂ければ有り難いと思います。

「次回への持越事項」「次回への宿題」等と「それに対する説明（回答）内容」等の事項は議事録の一部として明確に記載して頂きたいと思います。現状では「資料」扱いになっていますが、内容は議事録と同様のものであり、体裁は現状のものでも結構ですので、議事録の一部であることを明記していただきたいと思います。

傍聴者のご意見カードは、議事録の一部に取り入れて頂きたい。傍聴者の意見も周辺住民の貴重な意見であり、できる限り多くの住民の声を記録として残して頂きたいと思います。

議事録・議事要旨は、現在正式なもの（案のとれたもの）が配布されていないので、配布していただきたいと思います。

・ 会次第

各項目に対応する資料は、資料番号だけでなく、資料名・提出者（説明者）を明記して頂きたいと思います。

また、閉会の前に「その他」とは別に「まとめ」の時間をとっていただきたいと思います。そして、そこで「その日に話し合われた内容」・「持ち越事項」・「次回の予定（話し合う内容の大まかな予定）」の確認をしていただきたいと思います。

・ 座席表

話し合いの会の出席者の確認・発言者の確認を行う上で必要なため、毎回の配布をお願いしたいと思います。

・ 発言者の匿名表記について

前回の話し合いの会にて、議事録・議事要旨における発言者の表記を、個人情報保護の観点から、少数の意見ではあったものの、「固定のアルファベット」による匿名表記にすることになりましたが、その後気づいたこともあり、改めて原則実名表記にしていきたいと思います。

以下が、その気づいた点と実名表記を望む理由です。

- ① 先日、初めてWEB上に公開されている「話し合いの記録」を見ましたが、議事録・議事要旨の発言者が匿名表記になっている一方で、資料・意見書等は実名表記になっています。

議事録・議事要旨の発言者を匿名表記にする趣旨を考えれば、「資料」・「意見書」も当然匿名表記に置き換えるべきところです。

昨年4月に提出した私の「意見書」に関して言えば、限られた時間の中で、効率よく意見を述べるためにまとめたものであり、発言と同様のものです。それが、毎回、次回送りのため、約1年間WEB上に晒されてきたこととなります。ただし、私は自身の書いたものに責任を持っているため、実名が出ていることに対して文句を言うつもりはありません。

ただ、匿名表記に関する話は、都の提案で始まったにもかかわらず、このような一貫性のない扱いになるのであれば、議事録・議事要旨も実名表記にした方が間違いが少なくなると思います。

- ② 前回の話し合いの会后、都市計画の専門家を名乗る方より、前述の私の「意見書」に対してクレームがありました。

その方の言い分は、簡単に言うと「言っていないことが書いてある」・「個人の意見であり、専門家だからといって発言に責任を持つてというのはおかしい」・「この内容は個人を攻撃するものだ」と言うことでした。

この件に関しては、それまで2回に渡り、事務局を通じて「意見書」を訂正してほしい旨連絡を受けましたが、既に配布されている上、間違ったことも書いていませんし、名前も伏せていたため問題はないと思っていたので非常に驚くと共に恐怖感を覚えました。

ここでは、「言っていない」と主張された内容を確認しようにも、「匿名表記」では簡単には確認できませんでしたし、「匿名表記」になれば無責任な発言を生みかねません。

そのような意味においても、やはり原則「実名表記」にすべきだと考えます。

- ③ ①②以外にも、議事録・議事要旨の確認作業においても、やはり「匿名」では漏れが生じると思います。

未だに「名前」と「顔」さらに「座席」が覚えられない方がいる中で、確認すべき書類の表記が「匿名」では要らぬ手間がかかり、かなりの負担になっていることも認識していただきたいと思います。

要望のある方は「匿名」でもかまいませんが、それ以外は「実名表記」を望みます。

- ・ 事務局の事前対応について

前項の②で触れましたが、止むを得ない状況は別として、「話し合いの会」に関わることにに関して、個別に電話等を用いて調整することは止めていただきたいと思います。

今回の件については、最終的に事務局の顔を立てるようにしていたのにも関わらず、先方にきちんと伝わっていないのか、会以外の場で罵倒されることになり心外に感じています。

また、先日連絡のあった「会の事前打ち合わせ」についても、個別に連絡をして行おうとしていましたが、これも「話し合いの会」で議論すべき事項だと思います。

さらに、これまでの「話し合いの会」の中で、度々「構成員の提出した資料」が事務局の判断で却下された旨の発言がありましたが、もしそれが事実だとすれば、「事務局の越権行為」に当たると考えられます。構成員が必要な資料だと思っている以上、「話し合いの会」に出すべきだと思います。

以上